

第6章 計画推進のために

第1節 推進体制・進行管理

本市では、介護保険事業の運営について協議する組織として介護保険事業運営協議会を、地域支援事業をはじめ、地域ケア体制に向けたネットワークの形成や諸事業の推進について協議する組織として地域支援会議を設置しています。

この計画を推進するうえでの課題については、両組織を中心にご協議いただくこととなります。

また、次期計画に向けた施策課題や重点施策についても、被保険者や関係機関の代表から成る両組織での提案や意見を尊重することで、新旧計画間の整合を図るものとします。

1．介護保険事業運営協議会について

住民参加型の組織として、住民の代表、関係機関、団体や事業者などで構成しています。

地域包括支援センターの指定や運営について、地域密着型サービス事業所の整備や指導についてなど、計画事項の進行に直結する事項も協議します。

2．地域支援会議について

医療、保健、福祉、介護等、地域で高齢者を支える立場の方々により構成する組織です。地域での見守りネットワークの形成や、認知症高齢者（介護者）支援などの実践、地域の交流や支え合いの普及、介護予防事業の効果的展開等、この計画で掲げた様々な取り組みについて協議します。

第2節 介護保険制度の信頼性・持続性確保のために

1. 介護給付適正化事業の推進

介護保険財政が将来にわたって安定的、持続的に運営できるかどうかは、介護給付をいかにして適正な水準に維持できるかが重要となります。

本市では、次に掲げる内容を計画し、実施するものです。

(1) 介護認定調査の直接実施率向上

介護認定調査件数の8割以上を市調査員により行っていますが、繁忙期には、調査員有資格者を擁する介護保険施設に、入所者の更新申請について調査委託を行う場合があります。介護認定システムも平成21年度以降改正予定であり、新システムに対応し、効率化を図りながら直接実施率の向上に努めます。

(2) ケアプランチェックの実施

ケアプランチェックについては、平成20年7月に、厚生労働省から支援マニュアルが発表されました。本市においても、このマニュアルに準拠したケアマネジャーのセルフチェック研修等を端緒に、要点を押さえたプランを要領よくまとめ、適切な介護や支援につなげる一連の流れについて、定着を図ります。

(3) 住宅改修実態調査の実施

住宅改修実態調査については、平成20年10月から、まず希望者に対する事前調査を開始したところですが、平成21年度以降は、限度額(20万円)に前後する工事例については事後調査も行うなどの形で、住宅改修の実態把握を図りながら、一層の適正化に向けた指導・助言が可能な専門性の向上にも努めていきます。

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合や縦覧点検については、愛知県国民健康保険団体連合会から提供される介護給付適正化システムのデータを活用し、介護報酬の請求に際しての重複や過誤を発見し、訂正を求めることを目的に、本市でもすでに実施しています。

(5) 介護給付費の通知

給付費の通知は、保険給付の総額をお伝えし、介護保険制度への理解を深めていただくとともに、過誤請求や不正請求の発見や抑止を図ることを目的としており、本市では平成20年度から開始しました。

2. 介護人材向け研修機会の充実

介護保険制度は、介護保険事業者による様々なサービスの提供を基盤にして成立しており、法令の定めにより、公正、適切に運営されることが制度維持の前提条件となります。

このことは、利用者のみならず、事業者自身が事業運営上持っているリスクを回避・軽減する上でも重要です。

また、計画策定に先立ち実施した介護保険事業者に対するヒアリング調査項目中、保険者に対する要望として「職員の研修機会の充実」を挙げる事業所が最多という結果も得ました。こうした状況を受け止め、介護保険に関わるすべての職員・関係者が自信と誇りを持って日々の業務に取り組めるよう、今後とも研修事業の充実に努めていきます。

事業者が保険者としての市に求めること

